資料７－４

技術基準の性能規定化及び階層化の検討状況について（案）

平成２４年２月２４日
電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会

目次

第１部　性能規定の骨子の検討結果について ····· 2

1.　はじめに ····· 2

2.　定義 ····· 3

2.1.　危害 ····· 3

2.2.　通常状態 ····· 3

2.3.　語尾に関するもの ····· 3

2.3.1　（もの）であること ····· 3

2.3.2　構造であること ····· 4

2.3.3　処置を講じること ····· 4

2.3.4　その他（「すること」、「設計であること」など） ····· 4

3.　電気用品に適用する規格基準及び適合性評価 ····· 5

4.　一般要求事項 ····· 6

4.1.　ハザードを考慮した性能規定 ····· 6

4.1.1　電気的ハザード ····· 7

4.1.2　火災ハザード ····· 7

4.1.3　火傷ハザード ····· 8

4.1.4　機械的ハザード ····· 8

4.1.5　化学的及び生物学的ハザード ····· 8

4.1.6　電気用品から発せられる電磁波等による危害の防止 ····· 9

4.2.　安全機能 ····· 9

4.3.　使用者、使用場所及び使用方法を考慮した安全設計 ····· 10

4.4.　供用期間中における安全機能の維持 ····· 10

4.5.　組み込みソフトウエアの安全性 ····· 10

4.6.　電磁的妨害に対する耐性及び放射の制限 ····· 10

4.7.　保護協調及び組み合わせ ····· 11

4.8.　雑音の強さ ····· 12

4.9.　部品及び材料 ····· 12

4.10.　始動、再始動、停止 ····· 12

5.　表示等 ····· 13

5.1.　一般 ····· 13

5.2.　長期使用製品安全表示制度による表示 ····· 13

第 2 部　当初の技術基準体系階層化に向けた二次文書の策定について ····· 15

1.　別表共通の課題について ····· 15

2.　別表個別の課題について ····· 16

3.　今後の作業方針 ····· 17

第 3 部　将来的な技術基準体系階層化に向けた二次文書の整備について ····· 19

「電気用品安全法技術基準体系等見直しに関するアクションプラン(平成 23 年 5 月 17 日)に基づき、技術基準性能規定化分科会において、平成 23 年度に検討を行った次の結果を報告するものである。

- 性能規定の骨子の検討結果について
- 当初の技術基準体系階層化に向けた二次文書の策定について
- 将来的な技術基準体系階層化に向けた二次文書の整備について

第１部　性能規定の骨子の検討結果について

1. はじめに

アクションプラン「5.性能要求の考え方」に基づき、技術基準体系の性能規定化及び階層化の検討を行ってきたところ。

技術基準省令を電気用品の安全性確保の観点から国際整合した性能規定化し、その具体的な方法(整合規格)を JIS 等公的な規格・基準を活用する機動的な仕組み(ニューアプローチ)に移行することを最終目標とする。

一方、現在の技術基準省令は、同解釈と一体となって、①目的、②機能的要求、③要求水準、④検証方法、⑤みなし規定のすべてが規定されている。こうした現行の平面的な技術基準体系を性能規定化、階層化していくためには、電安法関係者が混乱せず、円滑に制度移行していく仕組みが必要である。

このため、当初は現行安全規制内容を変更せずに、技術基準省令は性能規定化したものに改正するとともに、JIS 等公的な整合規格の整備に相当程度時間を要することなどから、整合規格は、現在の技術基準省令及び同解釈の一部を基本とした「技術基準の解釈」で対応することとした。

本文は、技術基準省令で規定される技術的要件の骨子の検討結果を示すものである。

骨子のうち、下線部分は、ニューアプローチにおいて検討されるものであり、当初の技術基準には規定しないものである。

当初の技術基準体系の階層化は、平成 24 年度に本骨子に記載される技術的要件を踏まえて、技術基準省令(一次文書)を改正することとしている。

その際、整合規格(二次文書)は、現在の技術基準省令及び同解釈の一部を基本とした「技術基準の解釈」を策定することとしている。

2. 定義

ここに定義した用語は、この骨子で使用している重要な用語の意味を説明しているものであり、技術基準省令には、必ずしも定義されるわけではない。

2.1. 危害

「危害」とは、電気用品安全法第一条目的に規定される危険及び障害をいう。

ISO/IEC ガイド 51 に従った「危害」ではなく、電気用品安全法第一条(目的)に合わせて定義した。当初の技術基準体系においては、「危険及び障害」は、現行の省令第 1 項と同じ範囲(感電、火災、傷害及び電波障害など)となる。

なお、将来の技術基準体系においては、基本計画のとおり、「4 一般要求事項」に基づく「危険及び障害」となる。

2.2. 通常状態

「通常状態」とは、「保護手段も含め、電気用品が正常な状態」をいう。

2.3. 語尾に関するもの

この性能規定の骨子の語尾は、最低要求レベルを意味するものとして次のように整理した。なお、危険性が高いハザードに対しては、複数の対策を講じることが必要となることもある。

ISO/IEC ガイド 51 では、製品等の使用により発生するハザードによって引き起こすリスクが許容できない場合、設計者はリスクの低減を図るが、その優先順位は、①「本質安全設計」、②「保護装置」、③「使用者に対する情報」であるとされている。

これは一般に 3 ステップメソッドとよばれている。本項で表す語尾は、この 3 ステップメソッドの優先順位の考え方を基に規定しているものである。

2.3.1 (もの)であること

語尾が「・・・(もの)であること」とは、電気用品の設計者に対して、原則として本質安全設計によって当該規定を満たすことを要求するものである。

「本質安全設計」とは、安全を設計の段階から配慮することであり、最も本質的な安全の確保の方法である。それには、大きく二つの考え方がある。

(1) 危険源が存在しないようにする、又は危険源が存在してもそれによる危害の度合が小さくなるようにすること。
(2) 危険源と人間とができるだけ接触しないようにすること。

2.3.2 構造であること

語尾が「・・・構造であること」とは、電気用品の設計者に対して、電気用品の持つ危害の程度と危害の発生確率に応じて、本質安全設計、保護装置の全部又は一方を施すことによって、当該規定を満たすことを要求するものである。

「保護装置」とは、本質安全設計によって合理的に除去できない危険源、又は十分に低減できないリスクから人を保護するための保護方策で「使用上の情報」によらないものをいう。(JIS B 9700-1:2004 3.20 を参考)

例：過電流による危害を防止するための電流ヒューズ。機械的危険源からの接触を防ぐためのガード。

2.3.3 処置を講じること

語尾が「・・・処置を講じること」とは、電気用品の設計者に対して、電気用品の持つ危害の程度と危害の発生確率に応じて、本質安全設計、保護装置、安全上の情報(本体表示、取扱説明書での使用上の情報)及び残留リスクに対する注意(警告)表示のひとつ以上を施すことによって、当該規定を満たすことを要求するものである。

「安全上の情報」とは、使用者に情報を伝えるための伝達手段(例えば、文章、語句、標識、信号、図形)を個別に、又は組み合わせて使用する保護方策(リスクを低減するための手段)をいう。(JIS B 9700-1:2004 3.21 を参考)

2.3.4 その他(「すること」、「設計であること」など)

語尾が、上記 2.3.1～2.3.3 以外の場合は、電気用品の持つ危害の程度と危害の発生確率に応じて、適切な対応を要求するものである。

3. 電気用品に適用する規格基準及び適合性評価

製造者又は輸入事業者は、性能要求を満たすこと、すなわち、安全機能の重要度を考慮し、自らが根拠を明確にした上で適切と判断する規格及び/又は基準を選択して、適合性評価手続きを行うこと。

本項は、電気用品安全法には同 8 条に基づく事業者による基準適合義務があることを踏まえ規定するものである。また、技術基準が性能規定化されることによって、技術基準を満足するための整合規格の選択の自由度が高まることを受け、どの整合規格(二次文書)を使用したのかを明らかにしておく必要があるため、その旨を規定する必要がある。

ここでいう「安全機能の重要度」は、ISO/IEC ガイド 51 における「リスク」を意図している。

4. 一般要求事項

電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意(合理的予見可能な誤使用)であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。 また、誤操作を防止するための適切な処置を講じた設計であること。

本項は、性能規定の安全原則を規定しているものであり、IEC ガイド 104:2010 附属書 A.3「総合安全」に対応するものである。

なお、全体的に使用している用語で以下のものは、JIS Z 8051:2004 又は IEC ガイド 104:2010 で定義されている用語をそのまま使用している。

「リスク」とは、「危害の発生確率及びその危害の程度の組合せ」をいう。

「ハザード」とは、「危害の潜在的な源」をいう。

「意図される使用」とは、「供給者が提供する情報に基づいた製品、プロセス又はサービスの使用」をいう。

「合理的予見可能な誤使用」とは、「供給者が意図しない方法であるが、人間の挙動から生じる容易に予測しうる製品、プロセス又はサービスの使用」をいう。

本項の考え方を整理したものを表 1 に示す。

表 1　規定で考慮すべき使用

使用	規定で考慮すべき事項
意図する使用	○
合理的に予見可能な誤使用	○
合理的に予見不可能な誤使用	×

○：一次文書で規定
×：規定なし

4.1. ハザードを考慮した性能規定

本項では、電気用品によるハザードにより、感電、火災及び傷害等のおそれがないことを規定する。

4.1.1　電気的ハザード

(1)　**感電に対する保護**

使用場所及び電圧に応じて、感電のおそれがないこと。

上記、要件を満たすには、次のことを考慮する必要がある。

〇直接接触保護

危険な充電部への接触を防ぎ、さらに必要な場合、接近に対しても適切に保護すること。

〇間接接触保護

使用場所及び電圧に応じて、人が触れることができる部分は、絶縁破壊を含む単一故障状態により危険な充電部にならない設計であること。

〇接触電流に対する保護

人が触れることができる部分の接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されること。

〇IEC ガイド 104:2010 附属書 A.4「電気的危険に対する保護」に対応するものである。

性能規定を満たすために、次のような手段が考えられる。

(1) 危険な充電部は、人が触れることができない構造であること。さらに、高圧の危険な充電部を有するものは、危険区域への接近を保護する構造及び/又は手段を有し、かつ、適切な箇所に接近に対する警告表示を行うこと。

(2) 電源から遮断した後、人が触れることができる残留電圧部は適切な時間内に安全な電圧レベルまで放電されること。

(2)　**絶縁に対する保全**

絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものであること。

4.1.2　火災ハザード

電気用品は、発火、延焼のリスクを低減する処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.6「炎」に対応するものである。

例えば、電気ストーブの場合、適切な安全設計を行うとともに、設計で想定している離隔距離などの使用環境に関する警告表示を行う必要がある。

4.1.3　火傷ハザード

電気用品から発生する熱によって、人体に危害を及ぼさないよう必要な処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.7「温度」に対応するものである。

「人体に危害を及ぼす」には、火傷及び低温火傷、凍傷が含まれる。

人体に接触して使用される機器とそうではない機器では処置が異なる。

4.1.4　機械的ハザード

電気用品は、電気用品自体の機械的なハザード及び電気用品の外部からの作用によって生じるハザードに対して所要の処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.5「機械的危険に対する保護」、A.6.2「爆発」、A.6.14「爆縮」に対応するものである。

IEC ガイド 104:2010 によると特に考慮すべき機械的ハザードとして次を例示している。

- 不安定性
- 動作中の破壊
- 落下物又は放出物
- 不適切な表面、端、又は角
- 可動部、特に回転速度が変動する部分
- 振動
- 誤った部品の取付け

4.1.5　化学的及び生物学的ハザード

電気用品は、化学的、生物学的なハザードに対して所要の処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.9「生物学的及び化学的影響」、A.6.10「放射、生成、及び/又は危険な物質の使用(例えば、ガス、液体、塵埃、噴霧、蒸気)」、A.6.15「衛生状態」に対応するものである。

IEC ガイド 104:2010 によると特に考慮すべき化学的及び生物学的ハザードとして次を例示している。

－　病原体、腐敗、微生物又は毒素などの微生物学的要因；たとえば、バクテリア、胞子、ウィルス、イースト、カビなどの侵入又は保有
－　清掃用及び消毒用物質を含む科学的要因；たとえば、潤滑油及び清掃用液剤など
－　原材料、機器又はその他に起因する異物；たとえば、アレルゲン、ペット、金属、機器の構成に使用する材料など

4.1.6　電気用品から発せられる電磁波等による危害の防止

電気用品が発する電磁波、光、音響等によって、人体に危害を及ぼさないよう必要な処置を講じること。

当初は、電子レンジ機能の漏えい電波のみがこの要求事項の対象となる。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.3「電界、磁界、電磁界、その他のイオン放射又は非イオン放射から生じる危険」、A.6.5「光学放射」、A.6.8「音声雑音」に対応するものである。

「電磁波」については、電気用品では電子レンジの漏れ電波を想定したが、性能規定化分科会において、IEC ガイド 104 では、もっと広い「電磁波による健康への影響」も含まれているという意見があり、要検討項目とした。

「光」については、光学的出力を想定。目、皮膚に対する危険。レーザ、紫外線等を含む。

4.2. 安全機能

電気用品は、次の安全機能を有する設計であること。 (1)安全機能は必要な信頼性を有すること。 (2)危険状態の発生を防止する手段又は発生しても拡大しない保護手段を有すること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.3「総合安全」に対応するものである。

安全を確保する手段を意図しており、次のような機能を期待している。

(1) 異常状態の発生を極力防止する。

(2) 異常状態が発生してもその異常状態が拡大し事故にまで発展することを防止する。

なお、電線管のようにそれ自体の安全ではなく、他の電気用品(電線)の安全を確保する安全機能については、個別要求事項として検討する必要があるとの意見があった。

4.3. 使用者、使用場所及び使用方法を考慮した安全設計

電気用品は、使用者の特性及び使用場所、さらに必要に応じた無監視状態での運転を考慮し、危害の発生を防止する設計であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.11「人がついていない状態での運転」、A.6.15「衛生状態」、A.6.16「人間工学」に対応するものである。

ここで「使用者」は、機器の使用目的に応じて、専門家、一般成人、子供、高齢者、障害者などが想定される。

4.4. 供用期間中における安全機能の維持

想定される供用期間中、安全機能が維持される設計であること。

当初は、スイッチの耐久性試験、コードの折り曲げ試験などの耐久性試験がこの性能規定の二次文書に相当する。また、長期使用製品安全表示制度に指定された電気用品は、設計上の標準使用期間がこれに該当する。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.7.4「システム故障」、ISO/IEC ガイド 51:1999 7.3「準備期間」に対応するものである。

この期間は「設計上意図した期間」であり、時間・頻度の程度を考慮したものである。

4.5. 組み込みソフトウエアの安全性

制御にソフトウエアを用いている場合は、ソフトウエアによるハザードが発生しない設計であること。または、そのソフトウエア以外の別の手段によって安全機能を維持する設計であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.7.2c「機器の設計：一度に一つの論理的エラーが危険を引き起こさない」に対応するものである。

ソフトウエアによるハザードとは以下が想定される。

(1) ソフトウエアが設計者の意図しない動きをしてハザードとなった。

(2) 設計者の意図どおり動作したが、それがハザードとなった。

(3) ソフトウエアが想定外の事態で機器が暴走・フリーズしてハザードとなった。

4.6. 電磁的妨害に対する耐性及び放射の制限

電気用品は、ハザードの発生を防止するために、電気的、磁気的又は電磁的妨害により電気用品が危険状態にならないこと。また、他の機器に干渉してハザードを引き起こすことのないように、磁気及び電磁妨害の放射を制限するような設計であること。

当初は、遠隔操作機構を有するもののみに適用される。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.4「電気、磁気又は電磁妨害」、A.7.2a「機器の設計：製品 EMC 又は一般的な EMC 規格に関連して検討される電気、磁気、電磁妨害を含む予期される環境での通常使用に耐える」に対応するものである。

4.7. 保護協調及び組み合わせ

電気用品は、他との保護協調及び組み合わせを考慮した設計であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.13「機器の組み合わせ」に対応するものである。

電気用品は、それが接続される配電系統に応じて適切な設計をすることを意図した。

保護器の役割は、電気用品の故障が発生した際、故障を検出し、すみやかに故障区間を切り離して故障の拡大を防ぐ。

故障による異常を保護器が検出、処理する過程において、

① 健全回路への電源供給を継続する為、健全回路の保護器が誤って動作しないよう、保護機能が相互に協調をとること、

② 故障回路の保護の為、回路の構成機器、および配線などが損傷しないように、保護器の保護特性(感度、時間)を選定すること

を保護協調という。

交流用電気機械器具(技術基準省令一項別表第八)においては、次のような関係事例がある。

(1) 電源電線の最小断面積

ノートパソコンなどの AC アダプターの入力側の定格電流は、出力電流よりも小さいが、出力側の方が細い電線を使用している。これは、出力側電線の短絡は AC アダプターの設計により保護されるため細くすることが可能であるが、入力側電線の短絡は配線系統のブレーカで保護することになり、0.75㎟よりも細くするとブレーカが動作する前に電線が燃える可能性が高いためである。

(2) 電流ヒューズの選定

使用するヒューズは、通常状態では動作せず、異常状態では配電系統のブレーカが動作する前に確実に動作するものを選択する必要がある。また、ヒューズの定格短絡遮断電流は、機器が使用される配電系統の短絡電流よりも大きな容量を有しているものを選択する必要がある。

(3) 絶縁保護協調

機器の感電を保護するために確保するべき絶縁は、配電系統の対地電圧を考慮する。例えば、一般的に欧州の場合、三相電源はスター結線であり対地電圧は、機器の定格

電圧の１/√3 となるが、日本では、デルタ結線のため対地電圧は、機器の定格電流に等しい。機器は、絶縁協調をとるために、このように接続される配電系統の対地電圧などを考慮して、絶縁距離を確保し、また、漏洩電流などを制限しなくてはならない。

4.8. 雑音の強さ

通常状態において、電気用品から発生する雑音の強さは、放送受信及び電気通信の障害にならないこと。

本項は、電波障害だけを意図する文章にすることにした。

4.9. 部品及び材料

電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.7「温度」に対応するものである。

4.10.　始動、再始動、停止

電気用品は、不意な始動、再始動及び停止により危害を及ぼさない構造であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.12「電源への接続及び電源の中断」、A.7.3「危険に関する種類」に対応するものである。

5. 表示等

5.1. 一般

使用上の注意(家庭用品品質表示法によるものを除く)及び安全上必要な情報を、本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、本体に表示することが困難なものにあっては、包装容器の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合又は添付文書に記載する場合は、これを省略することができる。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.8「情報の要求事項」に対応するものである。
IEC ガイド 104:2010 附属書 A.8 では、表示について、以下のとおり規定されている。

A.8　情報の要求事項

(a)製造業者若しくは供給者の名前、又はブランド名若しくは商標を、電気機器に、それが不可能な場合はその包装に､はっきりと印刷しなければならない｡適用できる場合、製造日及び製造場所の識別も表示しなければならない。

(b)機器とともに提供する取扱説明書には、安全な設置(組立)、保守、清掃、運転及び保管に関する情報も含まなければならない。

(c)全ての手段を採用しても残る危険、又は明らかではない潜在的危険の場合、適切な警告を提供しなければならない。

(d)必須の特性、機器の安全な使用を確実にするための認識及び遵守、及び、意図する適用及び合理的に予期できる適用性を機器に、読みやすく消えないように表示、それが不可能な場合、添付使用取扱説明書に記載しなければならない。

(e)機器の安全仕様に必須の表示または使用取扱説明書のいずれかにより提供される情報は、意図する使用者に容易に理解できるものでなければならない。

5.2. 長期使用製品安全表示制度による表示

長期使用製品安全表示制度の対象製品については、次の表示を行うこと。その表示は容易に理解しやすく、見えやすく、消えにくいこと。

(1)　製造年
(2)　設計上の標準使用期間
(3)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に

至るおそれがある旨

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.8a「製造業者若しくは供給者の名前、又はブランド名若しくは商標を、電気機器に、それが不可能な場合はその包装に、はっきりと印刷しなければならない。適用できる場合、製造日及び製造場所の識別も表示しなければならない。」に対応するものである。

省令としては、残すことになる項目。個別規定として、現状の五品目のみに適用する意図であるが、電気用品名が将来的にどのようになるのか不明なので、上記のように表現してある。また、将来的に対象品の拡大も考えられるが、この性能規定をもって拡大するという意図はない。

第 2 部　当初の技術基準体系階層化に向けた二次文書の策定について

技術基準性能規定化分科会及び各 WG において、今年度第 1 四半期以降、二次文書(技術基準の解釈)案の検討を行ってきたが、今年度の目標である二次文書の素案は完成した。素案の抜粋を別紙に示す。

しかしながら別表毎の課題も明らかとなったことから、来年度に向けて素案を成案に仕上げる必要がある。

以下に、今後の課題と必要な作業について取りまとめを行った結果及びこれを踏まえた今後の作業方針を示す。

1. 別表共通の課題について

⑴ 二次文書に移動した三次文書と元々の二次文書との間につなぎ文がないあるいは表現が適切でないため、文章として意味が繋がりにくい。

⑵ 作業方針に反し、二次文書の規定を三次文書に移動している例がみられた。

⑶ 欠番は第三階層までは移動しない。(第三階層までは、現行の技術基準省令の項を変更しない。)

⑷ 現時点では、別表ごとに改正案の策定途上であることから、二次文書(技術基準の解釈)案全体として平仄を揃えることや、重複部分について、上位の別表を引用することによって省略する段階に至っていない。よって、各別表案が完成した後、表現の適正化、重複部分の引用を行うことが適切である。

⑸ 下位の別表から解釈を含めて数多く引用されている別表第四については、今回大幅な変更を行った。このため、別表第四の解釈の引用部分については、別表第四改正案を確認した上で、引用箇所を置き換える。

2. 別表個別の課題について

各別表共通で検討が必要と思われる内容は、以下のとおり。

（別表第一）

アース線について、緑色を削除しているが問題ないか（二か所）。

（別表第六）

別表第六の中で、別表第四の引用箇所を直接記入することが必要。

「備考」について、二次文書から三次文書へ移動されているが、この「備考」は二次文書に付随するものなので、移動は行わず元に戻すことが必要。

（別表第七）

別表第七の中で、別表第四の引用箇所を直接記入することが必要。

（別表第八）

「雑音の強さ」を削除する必要がある。（別表十に統括するため）

「欠番」の項目について、第三階層以上で項番号の繰り上げが行われている箇所がみられるため、「欠番」を挿入し、項繰り上げを行わないようにする。（当初の階層化と現状運用との整合性を図る必要があるため。）

（別表第九）

三次文書から二次文書に移動した規定について、表現の適正化が必要な箇所がみられている。このため、適切な「つなぎ文」を作成するかあるいは、三次文書への戻すことが適切と思われる。

3. 今後の作業方針

現時点において、本年度の目標である二次文書素案は完成したところである。しかしながら、上記の検討結果を踏まえ、来年度の技術基準省令改正に備え、素案から成案に仕上げる必要があることから、次のような作業が必要である。

(1) 規定の各別表間の横並びについて

各別表改正案が完成した後、横並びをとって、表現の適正化、別表間の整合性を図る必要がある。また、重複部分は、上位の別表を引用するように修正する。

(2) 二次文書案の最終仕上げ(方針 5,6,7)について

別添に掲載した「当初の階層化に向けた二次文書の作成手順について(方針)」のうち、「5.網掛け箇所の修正」及び「7.電安法技術基準の見直し分の反映」は、遅くとも平成 24 年度第 3 四半期までに行う。「6.JIS 等の年号見直し」は、新省令(性能規定)公布の時期に行う。

(3) 引用される一次文書の書き換えについて

二次文書(技術基準の解釈)案に引用されている一次文書の規定について、「性能規定の骨子」が改正されたことに伴い修正する。

(4) 今後施行が予定されている新技術基準省令(一次文書)について

例えば、LED、部品(電気用品調査委員会)等、今後施行が予定されている電気用品の技術基準については、遅くとも平成 24 年度第 3 四半期までに、現在検討されている二次文書案に盛り込む。

(5) 二項基準と一次文書の関連性について

「性能規定の骨子」は、IEC ガイド 104、ISO/IEC ガイド 51 を反映して作成したものであるため、IEC を基に作成された J 規格については、「性能規定の骨子」の規定を満足するものと考えられる。二項基準が「性能規定の骨子」を満足することについて、念のための検討を行う。

(6) 追加する別表について

ａ. 電波雑音(附属の表 2 を含む)は、別表第十として整備する。

ｂ.「附属の表」(電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値) は、別表第十一として整備する。

ｃ. 現行の二項基準は、別表第十二とする方向で検討する。

別添

当初の階層化に向けた二次文書の作成手順について(方針)

(資料　性能９－４抜粋及び一部修正)

基本方針：現行の技術基準の内容及びスタイルを出来る限り変更しない。

1.　一次文書に移動した見え消し文章を二次文書に戻す。

2.　各文章をレベル分けする(必要があればテンプレートの作成)。

なお、規定中の文言「削除」分については、第三階層(参考を参照)までは欠番とするが、第四階層以降は欠番とせず、順番を前にずらす。

3.　文書がつながらない場合、必要に応じて「文字変換」または「文章位置」の移動を行う。

4.　3 の作業の結果として、「注記」、「備考」といった種類になるようなものは、原則として三次文書へ戻す。(二次文書では、注記や備考は設けない。)

5.　網掛け箇所の修正の必要性についてチェックする。

6.　JIS 等の年号見直し(今回は、実施しないが最終的に実施する。)

7.　電安法技術基準の見直し分の反映を行う。

8.　雑音を各別表から除き、新しく「別表第十」とする。

9.　旧仮名使いは、現代仮名使いにする。ただし政令で規定されているものを除く。

変えない例：「おもちや」→×　政令で規定された電気用品名のため

変える例：「あつては」→「あっては」,「行なつて」→「行って」,

「行なう」→「行う」

(参考)別表第四に係る項階層について

別表第四

１．共通の事項・・・・・・・・・・・第一階層

(１)材料・・・・・・・・・・・・第二階層

イ　・・・・・・・・・・・・・第三階層

(イ)・・・・・・・・・・・・ 第四階層

ａ・・・・・・・・・・・・第五階層

(ａ)・・・・・・・・・ 第六階層

第 3 部　将来的な技術基準体系階層化に向けた二次文書の整備について

将来的な技術基準の階層化においては、みなし規定は、JIS 等公的な規格を技術基準に照らしての上、性能要求を満たすものとして是認される。

将来的な技術基準省令(一次文書)は、当初の階層化において規定された技術的な性能要求に対して、国際的な製品安全要求の基本となっている ISO/IEC ガイド 51 や IEC ガイド 104 に不足する部分を追加することとしている。

このため、「第 1 部　性能規定の骨子の検討結果について」において、将来的な技術基準に追加される網掛け部分について、今後詳細に検討していくとともに、これらについて満足するように JIS 等公的規格がみなし規定(二次文書)として引用されるよう、整備、拡充されることが必要である。こうした作業には相当程度の時間を要することが想定される。このため、JIS 原案作成団体等が余裕を持って作業できるよう、みなし規定の整備についての考え方を取りまとめ、「将来的な技術基準体系階層化における二次文書の整備について」を第 9 回幹事会(平成 23 年 10 月 5 日)において策定し、平成 24 年 1 月 19 日に関係者に説明会を実施した。

今後、将来的な技術基準に追加する必要があるものについて、継続的に検討していくとともに、作業進捗によって得られた知見を適宜反映し、「将来的な技術基準体系階層化における二次文書の整備について」を継続的に改訂していくこととする。

別　紙

当初の技術基準体系化仕分作業シート（各 WG 抜粋）

WG1：p.1～2
WG2：p.3～4
WG3：p.5～6
WG4：p.7～8
WG5：p.9～10
WG6：p.11～12
WG7：p.13～14
WG8：p.15～16
WG9：p.17～18
WG10：p.19～20

作業基準：別表第一　１　電線　（１）　共通の事項

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
	１電線		１電線	←		
	（１）共通の事項		（１）共通の事項			
１(1)イ	4.一般要求事項 電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意（合理的予見可能な誤使用）であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。 また、誤操作を防止するための適切な処置を講じた設計であること。		イ　形状が正しく、かつ、通常の使用状態における温度に耐えること。 「温度に耐える」とは，セパレーター又は介在物等を使用するものにあっては，原則としてこれらの耐熱グレードが電線の耐熱グレードと同等か又はこれ以上であることをいう。	←		
１(1)ロ	4.一般要求事項 電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意（合理的予見可能な誤使用）であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。 また、誤操作を防止するための適切な処置を講じた設計であること。		ロ　導体の表面は、なめらかで、かつ、傷、さび等がないこと。		１(1)ロ 「さび等がない」には，めっきを施していない銅線を使用するものにあっては，その銅線が金属色を有することを含む。	
１(1) ハ	4.一般要求事項 電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意（合理的予見可能な誤使用）であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。 また、誤操作を防止するた		ハ　単心のケーブル及びキャブタイヤケーブルであって，絶縁体と外装が一層で作られたものにあっては，表面の見やすい箇所にケーブル又はキャブタイヤケーブルである旨の表示を施してあること。また、線心が２本以上のものにあっては、色分けその他の方法により線心が識別できること。 「色分けその他の方法」には，次のような方法により，容易に消えない方法で線心に施されていることを含む。 （イ）　色分けによる方法 ａ　絶縁体の色又は絶縁体の表面に施す着色 ｂ　絶縁体に巻くテープによる色分け又は絶縁体上に施す編組に挿入した色糸 ｃ　導体上に挿入した色糸又は色テープ （ロ）　その他の方法 ａ　次の図例のように，線心の一部に突起を設ける等，形状による方法	←		

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
	めの適切な処置を講じた設計であること。 5.表示等 5.1.一般 使用上の注意（家庭用品品質表示法によるものを除く）及び安全上必要な情報を、本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、本体に表示することが困難なものにあっては、包装容器の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合又は添付文書に記載する場合は、これを省略することができる。		 b　表面表示による方法 数字，記号，マーク等の表示による方法 c　次の図例のように，線心の一部を色分け等で識別したトレーサー方式による方法 丸形の場合　　平形の場合 			
1(1)ニ	4.9.部品及び材料 電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。 5.表示等 5.1.一般 使用上の注意（家庭用品品質表示法によるものを除く）及び安全上必要な情報を、本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、本体に表示することが困難なものにあっては、包装容器の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合又は添付文書に記載する場合は、これを省略することができる。		ニ　導体補強線又は補強索を有するものにあっては，導体補強線又は補強索は，絶縁体及び外装に損傷を与えるおそれのないこと。この場合において，電線の表面，貼紙又は荷札に引張強度を表示すること。ただし，導体補強線又は補強索として引張強さが６９０ＭＰａ以上の鋼線を使用するものにあっては，表示を省略することができる。		1(1)ニ 鋼線（ステンレス鋼線を除く。）の表面に，すず又は亜鉛めっきを施してある場合は，「絶縁体又は外装に損傷を与えるおそれ」のないものとみなす。	

作業基準:別表第二　電線管、フロアダクトおよび線樋ならびにこれらの附属品ならびにケーブル配線用スイッチボックス

項目	一次文書(技術基準省令、性能規定)	移動	二次文書(技術基準の解釈)	移動	三次文書(技術基準の解釈の解説)	備考
1(1)イ	4.9.部品及び材料 電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		**1　電線管類** **(1)　共通の事項** イ　材料 (イ)　電線管(可撓電線管を除く。)にあっては、JIS　G　3132(2005)「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のもの、JIS　G　3141(2005)「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する1種のもの、それらに亜鉛めっきを施したもの、JIS　H　4000(2006)「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するA3003P-H14 若しくはA3003P-H24、JIS　H　4100(2006)「アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材」に規定するA6063S―T5 又は合成樹脂であること。 (ロ)　一種金属製可撓電線管にあっては、JIS　G　3141(2005)「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のもの又はこれに亜鉛めっきを施したものであること。 (ハ)　二種金属製可撓電線管にあっては、JIS　G　3141(2005)「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のもの又はこれに亜鉛めっき若しくは鉛めっきを施したもの及びバルカナイズドファイバー、合成樹脂又は耐水性の紙であること。 (ニ)　フロアダクトにあっては、JIS　G　3132(2005)「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のものであること。 (ホ)　(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)に掲げるもの以外のものにあっては、JIS　G　3132(2005)「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のもの、JIS　G　3141(2005)「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のもの、それらに亜鉛めっきを施したもの、JIS　G　3131(2005)「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のもの若しくはこれに亜鉛めっきを施したもの又は合成樹脂であること。			電線管そのものは電気を通電せず、絶縁電線を保護する目的の製品であることから、電線管単体での性能規定ではなく、電線とセットでの規定を検討する必要がある。
1(1)ロ	4. 一般要求事項 　電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意(合理的予見可能な誤使用)であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。 また、誤操作を防止するための適切な処置を講じた設計であること。 4.1.1 電気的ハザード (1)　感電に対する保護 使用場所及び電圧に応じて、感電のおそれがないこと。 4.1.4 機械的ハザード 電気用品は、電気用品自体の機械的なハザード及び電気用品の外部からの作用によって生じるハザードに対して所要の処置を講じること。 4.3.使用者、使用場所及び使用方法を考慮した安全設計 電気用品は、使用者の特性及び使用場所、さらに必要に応じた無監視状態での運転を考慮し、危害の発		ロ　構造 (イ)　内面は、電線の引入れまたは引換えのとき電線の被覆を損傷するおそれがないようになめらかであること。 (ロ)　金属製電線管類にあっては附属品と堅ろうに、かつ、電気的に確実に、合成樹脂製電線管類にあっては附属品と堅ろうに接続できること。 (ハ)　端部が管軸に対して直角に切断され、かつ、なめらかであること(金属製電線管類にあっては、面取りを施してあること。) (ニ)　溶接した部分またはかん合した部分は、衝撃等により容易に離れないこと。 (ホ)　金属の表面は、めっき、塗装その他の適当なさび止めを施してあること。ただし、耐食アルミニウム合金にあっては、この限りでない。		1(1)ロ(ホ) 鉄にクロメート処理のみを施したものは、「適当なさび止めを施してある」とはみなさない(以下別表第二2(1)ロ(ヘ)において同じ。)。	電線管の場合の使用とは、施工のことを指すか。その場合、誤施工を防止する措置が求められる。 なお、単一故障状態にあったとしても、電線管そのものが危害を加えるものでない。例えば電線管にバリが生じた場合、そのバリにより電線被覆が損傷することで危険な充電部が生じる。

<table>
<tr><th>項目</th><th>一次文書（技術基準省令、性能規定）</th><th>移動</th><th>二次文書（技術基準の解釈）</th><th>移動</th><th>三次文書（技術基準の解釈の解説）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>生を防止する設計であること。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1(2)イ</td><td>4. 一般要求事項
　電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意（合理的予見可能な誤使用）であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。
また、誤操作を防止するための適切な処置を講じた設計であること。</td><td></td><td>（2） 金属製電線管
イ 構造
（イ） まっすぐで、かつ、管軸に対して直角に切断した断面が円形であること。
（ロ） 端部にねじを施すものにあっては、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するおねじを施してあること。
（ハ） 寸法は、附表第一に適合すること。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1(2)ロ</td><td>4.1.4 機械的ハザード
電気用品は、電気用品自体の機械的なハザード及び電気用品の外部からの作用によって生じるハザードに対して所要の処置を講じること。</td><td></td><td>ロ 曲げ強度
公称内径 22mm 以下の厚鋼電線管又は公称内径 25mm 以下の薄鋼電線管（ねじなし電線管を含む。以下この表において同じ。）若しくはアルミニウム電線管にあっては、適当な長さの試料をとり、室温においてロールペンダーを使用して内径半径が電線管の外径の6倍になるように管軸を 90° 曲げたとき、ひび、割れその他の異状が生じないこと。なお、溶接継目のある管の場合、6個の試料で試験を行い、うち3個は継目を外に、他の3個は継目を側方向にする。また、曲げた管を直線部が鉛直面に対して約 45° なるよう、一方の端を上方に、もう一方の端を下方に向け、図1に示すようなゲージを初速をつけずに通した場合に、ゲージの自重分だけで試料内を通過しなければならない。

図1
図 1
 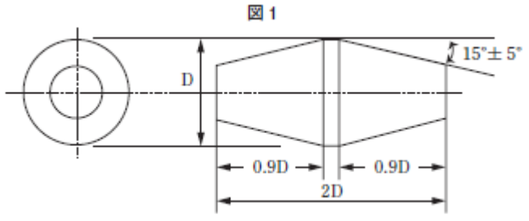

（備考）1 材質は鋼製であって，角は丸みをつけてあること。
2 表面粗さは，0.01mm 以下とする。
3 長さの許容差は± 0.2mm とする。
4 外径の寸法は，次の表に掲げるとおりとし，その許容差は，0から 0.05mm とする。
<table><tr><th>電線管の公称内径</th><th>外径D</th></tr><tr><td>G16</td><td>12.5</td></tr><tr><td>G22</td><td>16.9</td></tr><tr><td>C19</td><td>12.3</td></tr><tr><td>C25</td><td>17.3</td></tr><tr><td>E19</td><td>13.0</td></tr><tr><td>E25</td><td>18.0</td></tr></table></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

作業基準：別表第三　ヒューズ

<table>
<tr><th>項目</th><th>一次文書（技術基準省令、性能規定）</th><th>移動</th><th>二次文書（技術基準の解釈）</th><th>移動</th><th>三次文書（技術基準の解釈の解説）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>１
(1)
イ</td><td>4.9.　部品及び材料
電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。</td><td></td><td>１　非包装ヒューズ
（１）材料
イ　可溶体の材料は、鉛、すず、亜鉛またはこれらを主成分とする合金あって、かつ、容易に変質しないものであること。この場合において、つめ付ヒューズの打抜き型のものにあっては、取付けに支障のない硬さであること。
なお、ヒューズの取り付け又は可溶体を支持する目的でおかれるブリッジ等の支持物等は可溶体の材料に含めない。</td><td>←</td><td>１(1)イ
１　鉛又は鉛合金を可溶体として用いるものにあっては、その端子部等を銅又はこれと同等以上の機械的強度を有するもので補強した場合、「取付けに支障のない硬さ」を有するものとみなす（以下別表第三３(1)ロにおいて同じ。）。
<s>２　ヒューズの取り付け又は可溶体を支持する目的でおかれるブリッジ等の支持物等は可溶体の材料に含めない。</s></td><td></td></tr>
<tr><td>１
(1)
ロ</td><td>4.9.　部品及び材料
電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。</td><td></td><td>ロ　打抜き型以外のつめ付ヒューズのつめの材料は、銅又は銅とニッケルの合金であること。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１
(2)</td><td>4.　一般要求事項
電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意（合理的予見可能な誤使用）であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。
また、誤操作を防止するための適切な処置を講じた設計であること。</td><td></td><td>（２）　構造
つめ付ヒューズにあっては、寸法および定格電流（適用電動機容量のみを表示するものにあっては、附表第三による全負荷電流をいう。以下この表において同じ。）は、次の表に適合すること。
<table>
<tr><th rowspan="2">ヒューズの型</th><th colspan="7">寸法（mm）</th><th rowspan="2">定格電流（A）</th></tr>
<tr><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>e</th><th>l</th><th>r</th><th>t</th></tr>
<tr><td>１</td><td>４．２±０．２</td><td>１０±０．３</td><td>５±０．２</td><td>５以上</td><td>３５±１</td><td>２．１±０．１</td><td>０．３以上（０．１以上）</td><td>２０以下</td></tr>
<tr><td>２</td><td>４．２±０．２</td><td>１０±０．３</td><td>５±０．２</td><td>５以上</td><td>４５±１</td><td>２．１±０．１</td><td>０．３以上（０．１以上）</td><td></td></tr>
<tr><td>３</td><td>５．５±０．２</td><td>１２±０．３</td><td>６±０．２</td><td>８．５以上</td><td>４５±１</td><td>２．８±０．２</td><td>０．３以上（０．１５以上）</td><td>３０以下</td></tr>
<tr><td>４</td><td>５．５±０．２</td><td>１２±０．３</td><td>６±０．２</td><td>８．５以上</td><td>５５±１</td><td>２．８±０．２</td><td>０．３以上（０．１５以上）</td><td></td></tr>
<tr><td>５</td><td>５．５±０．２</td><td>１２±０．３</td><td>６±０．２</td><td>８．５以上</td><td>７５±１</td><td>２．８±０．２</td><td>０．３以上（０．１５以上）</td><td></td></tr>
<tr><td>６</td><td>７±０．３</td><td>１６±０．５</td><td>８±０．３</td><td>１０以上</td><td>４５±１</td><td>３．５±０．２</td><td>０．４以上（０．２以上）</td><td>６０以下</td></tr>
<tr><td>７</td><td>７±０．３</td><td>１６±０．５</td><td>８±０．３</td><td>１０以上</td><td>５±１</td><td>３．５±０．２</td><td>０．４以上（０．２以上）</td><td></td></tr>
<tr><td>８</td><td>７±０．３</td><td>１６±０．５</td><td>８±０．３</td><td>１０以上</td><td>７５±１</td><td>３．５±０．</td><td>０．４以上（０．２以</td><td></td></tr>
</table>
</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>２</td><td>上）</td><td></td></tr>
<tr><td>９</td><td>８．５±０．３</td><td>２０±０．５</td><td>１０±０．３</td><td>１２以上</td><td>５５±１</td><td>４．３±０．２</td><td>０．５以上（０．２５以上）</td><td rowspan="5">１００以下</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>８．５±０．３</td><td>２０±０．５</td><td>１０±０．３</td><td>１２以上</td><td>７５±１</td><td>４．３±０．２</td><td>０．５以上（０．２５以上）</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>８．５±０．３</td><td>２０±０．５</td><td>１０±０．３</td><td>１２以上</td><td>９５±１．５</td><td>４．３±０．２</td><td>０．５以上（０．２５以上）</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>１０±０．３</td><td>２５±０．５</td><td>１２．５±０．５</td><td>１４以上</td><td>５５±１</td><td>５±０．２</td><td>０．７以上（０．３５以上）</td><td rowspan="3">２００以下</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>１０±０．３</td><td>２５±０．５</td><td>１２．５±０．５</td><td>１４以上</td><td>７５±１</td><td>５±０．２</td><td>０．７以上（０．３５以上）</td></tr>
<tr><td>１４</td><td>１０±０．３</td><td>２５±０．５</td><td>１２．５±０．５</td><td>１４以上</td><td>９５±１．５</td><td>５±０．２</td><td>０．７以上（０．３５以上）</td></tr>
<tr><td colspan="10">（備考）
１　かっこ内の数値は、打抜き型のものに適用する。
２　ａ、ｂ、ｃ、ｅ、ｌ、ｒ及びｔは、次の図によること。
 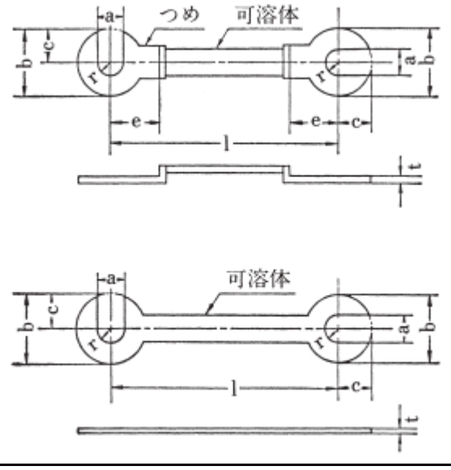
</td></tr>
</table>

１ (3) イ			（３）　定格 イ　欠番			
１ (3) ロ	4.7. 保護協調及び組み合わせ 電気用品は、他との保護協調及び組み合わせを考慮した設計であること。。		ロ　亜鉛の打抜き型のつめ付ヒューズにあっては、定格電流は、２０Ａ以下であること。			

作業基準：別表第四　配線器具

項目	一次文書 （技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
１ **１(1)** **１　(1)** **イ**	4.9.部品及び材料 電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。(熱による火災) 4.1.1(2)絶縁に対する保全 絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものであること。		1　**共通の事項** (1)　**材料** **イ**　器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。 (ｲ)　「通常の使用状態」とは、一般的にねじ等で固定して使用するものはその位置に固定し、その他のものは普通使用する状態にし、平常温度上昇試験（定格電圧のもとで使用者の調整を期待する調整器は、最も厳しい条件に設定する。）の状態で動作した場合をいう。 (ﾛ)　次のいずれかに適合するものは「温度に耐える」とみなす。 a 外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三２(1)ロの解釈４(1)又は(2)に適合すること。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。 b 電線と一体に形成した熱可塑性樹脂成形品及びゴム成形品のものにあっては、JIS C 8306（1996）の 14.（耐熱試験）によって試験を行ったとき、軟化、変形、膨れ、その他使用上有害な異常を生じないこと。この場合において、試験温度は 80℃、試験時間は 7 時間とする。	←	**１(1)イ** ~~1　「通常の使用状態」とは、一般的にねじ等で固定して使用するものはその位置に固定し、その他のものは普通使用する状態にし、平常温度上昇試験（定格電圧のもとで使用者の調整を期待する調整器は、最も厳しい条件に設定する。）の状態で動作した場合をいう。~~ ~~2　次のいずれかに適合するものは「温度に耐える」とみなす。~~ ~~(1)　外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三２(1)ロの解釈４(1)又は(2)に適合すること。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。~~ ~~(2)　電線と一体に形成した熱可塑性樹脂成形品及びゴム成形品のものにあっては、JIS C 8306（1996）の 14.（耐熱試験）によって試験を行ったとき、軟化、変形、膨れ、その他使用上有害な異常を生じないこと。この場合において、試験温度は 80℃、試験時間は 7 時間とする。~~	
１　(1) **ロ**	4.9.部品及び材料 電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。 4.1.1(2)絶縁に対する保全 絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものであること。 4.4.供用期間中における安全機能の維持 想定される供用期間中、安全機能が維持される設計であること。 (Guide104の趣旨とは異なるが、供用期間での絶縁物の耐劣化期間を定めている。)		**ロ**　電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であって、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。 (ｲ)　「接触」には、２Ｎの力を加えたとき接触し、かつ、力を取り去っても接触している場合を含む。 (ﾛ)　「近接」には、２Ｎの力を加えている間だけ接触している場合を含み、その絶縁物が絶縁物の種類ごとに附属の表に掲げる温度に 40℃を加えた値を超える部分に接触している場合は、「温度に十分耐え」ないものとみなす。 (ﾊ)　次のいずれかに適合するものが使用されている場合は、「温度に十分耐え」るものとみなす。 a その絶縁物が 50℃に達しない温度のもとで使用されている場合 b 附属の表（電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値）の左欄に掲げる絶縁物が同表の左欄の種類及び区分の別ごとに同表の右欄のその１に掲げる使用温度の上限値（以下「温度限度」という。）以下の温度のもとで使用されている場合。ただし、当分の間、附属の表の右欄にその２の温度限度が掲げられている絶縁物が、同表の左欄の種類及び区分の別ごとに同表の右欄のその１の温度限度を超えてその２の温度限度以下の範囲で使用されている場合であって、そのもの又はそのものと同一のものの附属の表の３（絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法）による熱劣化推定温度(40,000 時間を経過した後における絶縁破壊電圧、引張強さ、耐衝撃性その他の特性が初期値の 50%以下に低下しないと推定される温度。以下同じ。）を客観的に確認し、かつ、その確認された温度と同等以下の温度のもとで使用されている場合にあっては、この限り	←	**１(1)ロ** ~~1　「接触」には、２Ｎの力を加えたとき接触し、かつ、力を取り去つても接触している場合を含む。~~ ~~2　「近接」には、２Ｎの力を加えている間だけ接触している場合を含み、その絶縁物が絶縁物の種類ごとに附属の表に掲げる温度に 40℃を加えた値を超える部分に接触している場合は、「温度に十分耐え」ないものとみなす。~~ ~~3　次のいずれかに適合するものが使用されている場合は、「温度に十分耐え」るものとみなす。~~ ~~(1)　その絶縁物が 50℃に達しない温度のもとで使用されている場合~~ ~~(2)　附属の表（電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値）の左欄に掲げる絶縁物が同表の左欄の種類及び区分の別ごとに同表の右欄のその１に掲げる使用温度の上限値（以下「温度限度」という。）以下の温度のもとで使用されている場合。ただし、当分の間、附属の表の右欄にその２の温度限度が掲げられている絶縁物が、同表の左欄の種類及び区分の別ごとに同表の右欄のその１の温度限度を超えてその２の温度限度以下の範囲で使用されている場合であって、そのもの又はそのものと同一のものの附属の表の３（絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法）による熱劣化推定温度（40,000 時間を経過した後における絶縁破壊電圧、引張強さ、耐衝撃性その他の特性が初期値の 50%以下に低下しないと推定される温度。以下同じ。）を客観的に確認し、かつ、その確認された温度と同等以下の温度のもとで使用されている場合にあっては、この限りでない。~~ ~~(3)　附属の表の左欄に掲げる絶縁物が同表の右欄のその２に掲げる温度限度を超えて使用されている場合及び附属の表に掲げられていない絶縁物（同表に掲~~	

			でない。 c 附属の表の左欄に掲げる絶縁物が同表の右欄のその２に掲げる温度限度を超えて使用されている場合及び附属の表に掲げられていない絶縁物（同表に掲げられている絶縁物であって、その種類の材料相互を化学的又は物理的に結合したものを含む。）が使用されている場合であって、そのもの又はそのものと同一のものの熱劣化推定温度を b のただし書きに掲げると同様客観的データに基づき確認し、かつ、その確認された温度と同等以下の温度のもとで使用されている場合 d 附属の表に掲げる絶縁物であって、同表の右欄のその１に掲げる温度限度並びに b 及び c により確認された温度限度に次の(a)に掲げる電気用品の階級ごとに次の(b)の温度限度を加えた値の状態において使用されている場合 (a)　電気用品の階級 階級１　年間を通じ電源に接続され、かつ、実使用時間が長いと推定されるもの 階級２　季節使用と推定されるもの並びに階級１及び階級３以外のもの 階級３　使用時に限って電源に接続され、使用後は電源から分離されると推定されるもの (b)　使用温度の上限値の補正値 階級１　0℃ 階級２　8℃ 階級３　16℃ (ﾆ)　充電部を保持する絶縁物であって、熱可塑性のものが別表第三２(1)ロの解釈４(1)から(5)までのいずれかに適合するものが使用される場合は、耐熱性があるものとみなす。この場合において、試験品から試料片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。 (ﾎ)　天然繊維、合成繊維その他これに類するもので、パラフィン（乾燥した場所で使用するものに限る。）、ワニス又は絶縁性樹脂等で十分な含浸処理を行ったものは「吸湿性の少ないもの」とみなす。 (ﾍ)　(ﾎ)に掲げるものを充電部相互間及び充電部と非充電金属部間に密着して使用する場合であって、外気に触れ易いもの及び高い湿度のもとで使用されるものにあっては、100℃で１時間乾燥後室温の水に１時間浸した後に表面の水をふき取った状態でその重量が水に浸す前の110%以下であること。 (ﾄ)　器体の内部の電源電線等の絶縁物は、附属の表に規定する電源電線等以外の電線の絶縁物とみなし、(ﾊ)d の規定を適用する。		~~げられている絶縁物であって、その種類の材料相互を化学的又は物理的に結合したものを含む。）が使用されている場合であって、そのもの又はそのものと同一のものの熱劣化推定温度を(2)のただし書きに掲げると同様客観的データに基づき確認し、かつ、その確認された温度と同等以下の温度のもとで使用されている場合~~ ~~(4)　附属の表に掲げる絶縁物であって、同表の右欄のその１に掲げる温度限度並びに(2)及び(3)により確認された温度限度に次のイに掲げる電気用品の階級ごとに次のロの温度限度を加えた値の状態において使用されている場合~~ ~~イ　電気用品の階級~~ ~~階級１　年間を通じ電源に接続され、かつ、実使用時間が長いと推定されるもの~~ ~~階級２　季節使用と推定されるもの並びに階級１及び階級３以外のもの~~ ~~階級３　使用時に限って電源に接続され、使用後は電源から分離されると推定されるもの~~ ~~ロ　使用温度の上限値の補正値~~ ~~階級１　0℃~~ ~~階級２　8℃~~ ~~階級３　16℃~~ ~~4　充電部を保持する絶縁物であって、熱可塑性のものが別表第三２(1)ロの解釈４(1)から(5)までのいずれかに適合するものが使用される場合は、耐熱性があるものとみなす。この場合において、試験品から試料片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。~~ ~~5　天然繊維、合成繊維その他これに類するもので、パラフィン（乾燥した場所で使用するものに限る。）、ワニス又は絶縁性樹脂等で十分な含浸処理を行ったものは「吸湿性の少ないもの」とみなす。~~ ~~6　5に掲げるものを充電部相互間及び充電部と非充電金属部間に密着して使用する場合であって、外気に触れ易いもの及び高い湿度のもとで使用されるものにあっては、100℃で１時間乾燥後室温の水に１時間浸した後に表面の水をふき取った状態でその重量が水に浸す前の110%以下であること。~~ ~~7　器体の内部の電源電線等の絶縁物は、附属の表に規定する電源電線等以外の電線の絶縁物とみなし、３(4)の規定を適用する。~~	
１　(1) ハ	4.9. 部品及び材料 電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。 4.1.2 火災ハザード 電気用品は、発火、延焼のリスクを低減する処置を講じること。（火災ハザードへの事前予防措置）		ハ　機器の部品及び構造材料は、ニトロセルローズ系セルロイドその他これに類する可燃性物質でないこと。 「これに類する可燃性物質」とは、着火したとき爆発的に燃焼するものをいう。	←	１(1)ハ ~~「これに類する可燃性物質」とは、着火したとき爆発的に燃焼するものをいう。~~	

作業基準：別表第五　１　共通の事項

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
1(1)ｲ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		１　共通の事項 （１）材料 イ　器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三２(1)ロの解釈４(1)又は(2)に適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。		１　「通常の使用状態」とは、一般的にねじ等で固定して使用するものはその位置に固定し、その他のものは普通使用する状態にし、平常温度上昇試験（定格電圧のもとで使用者の調整を期待する調整器は、最も厳しい条件に設定する。）の状態で動作した場合をいう。	
				←	~~２　「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三２(1)ロの解釈４(1)又は(2)に適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。~~	
1(1)ﾛ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ロ　電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第三２(1)ロ(ｲ)から(ﾎ)に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であって、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。	←	~~別表第三２(1)ロの解釈１から５までに適合すること。~~	
1(1)ﾊ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ハ　機器の部品及び構造材料は、ニトロセルローズ系セルロイドその他これに類する可燃性物質でないこと。		「これに類する可燃性物質」とは、着火したとき爆発的に燃焼するものをいう。	
1(1)ﾆ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ニ　アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、アークにより有害な変形、有害な絶縁低下等の変質が生じないものであること。 「絶縁低下」とは、短絡遮断試験後の絶縁性能試験に適合しないことをいう。		１　「アークが達するおそれのある部分」とは、開閉試験又は短絡遮断試験において、ふくれ、焼け焦げその他の変質を生ずるおそれのある部分をいう。	別表第四及び第五に限定する個別性能規定
					２　「有害」とは、火災、感電及び傷害のおそれのあることをいう。	
					３　「変形」とは、ふくれ、ひび、割れ等をいう。	
				←	~~４　「絶縁低下」とは、短絡遮断試験後の絶縁性能試験に適合しないことをいう。~~	開閉試験後も絶縁性能試験が必要？
1(1)ﾎ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ホ　屋外用のものの外郭の材料は、耐候性及び耐熱性を有するものであること。 「耐候性及び耐熱性を有するもの」とは、陶磁器のもの、さび止め処理を施した鉄又は銅のもの、さび難い金属のもの、合成ゴムのもの又は別表第四２(2)ニに適合する合成樹脂のものをいう。		１　壁埋込み器具の屋外側部分は、「屋外用のもの」とみなす。	
				←	~~２　「耐候性及び耐熱性を有するもの」とは、陶磁器のもの、さび止め処理を施した鉄又は銅のもの、さび難い金属のもの、合成ゴムのもの又は別表第四２(2)ニに適合する合成樹脂のも~~	個別材料は三次に近い

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
	4.3 使用者、使用場所及び使用方法を考慮した安全設計　電気用品は、使用者の特性及び使用場所、さらに必要に応じた無監視状態での運転を考慮し、危害の発生を防止する設計であること。				~~のをいう。~~	
1(1)ヘ			へ　導電材料は、次に適合すること。		「導電材料」とは、電流の通路となる部分の材料をいい、導電部相互を電気的に接続するための締め金具、リベット、ねじ、当て金、端子用バインドねじ等の単純な充電金属部分は、「導電材料」とはみなさない。	
1(1)ヘ(イ)	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		（イ）刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。			
1(1)ヘ(ロ)	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		（ロ）（イ）以外の部分にあっては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）又はこれらと同等以上の電気的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであって危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。		1　「同等以上の電気的、熱的及び機械的な安定性を有するもの」には、銅覆鋼を含む。	
					2　「弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分」とは、ばね性を必要とする部分、機械的強度が銅又は銅合金では不足する部分、特殊機能を必要とする部分等であって、次のものをいう。 (1)　抵抗体、発熱体、巻線、可溶体、バイメタル、接点、カーボンブラシ等 (2)　真空管、半導体、コンデンサー等電子部品の内部 (3)　ばね、摩耗しやすいばね受け、シャーシー、ガラス封じ端子、シーズヒーターの溶接端子、コンデンサー端子、真空管の端子、半導体の端子、抵抗器の端子等 (4)　ねじ締め部、圧力保持部、スポット溶接による接続部等機械的強度を要する部分 (5)　温度が 100℃以上の接続部 (6)　電球口金、小型電球受金等消耗品に類する短寿命の交換部品 (7)　高周波電流導電部、高圧微小電流回路、アース回路、制御回路、表示回路等の発熱するおそれのない部分に用いるものであって最大通電容量が 10W 以下で、かつ、100mA 以下の部分。 (8)　対地電圧及び線間電圧が交流 30V 以下、直流 45V 以下であって、最大通電容量が 10W 以下の部分。この場合において、当分の間、当該電圧のもとで最大電流 1A 以下の部分にも適用できるものとする。	
1(1)ト	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ト　鉄及び鋼（ステンレス鋼を除く。）は、めっき、塗装、油焼きその他の適当なさび止めを施してあること。ただし、さびにより危険が生ずるおそれのない部分に使用するものにあっては、この限りではない。		「危険が生ずるおそれのない部分」とは、導電部のねじ接続箇所以外の箇所であって固定した後に緩むことのない部分及びシャフト、鉄心その他の構造材等であってさびの発生が安全をそこなわない部分をいう。	
1(1)チ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		チ　合成樹脂の外かく及び台は、フェノール樹脂製のものにあっては１５０℃±３℃、その他のものにあっては１００℃±３℃の空気中に１時間保った後に、自然に冷却させたとき、各部にゆるみ、ふくれ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じないこと。			

作業基準：別表第六　〇　〇〇の事項

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
１　(1) イ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。 4.1.1 電気的ハザード 4.1.1(2) 絶縁に対する保全　絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものであること。		別表第六　小型単相変圧器、電圧調整期および放電灯用安定器 １　共通の事項 （１）　材料 イ　器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。 なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三２(1)ロの解釈４(1)又は(2)に適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。	←	１(1)イ １　「通常の使用状態」とは、一般的にねじ等で固定して使用するものはその位置に固定し、その他のものは普通使用する状態にし、平常温度上昇試験（定格電圧のもとで使用者の調整を期待する調整器は、最も厳しい条件に設定する。）の状態で動作した場合をいう。 ~~２　「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三２(1)ロの解釈４(1)又は(2)に適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。~~	WG4 移動
１　(1) ロ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。 4.1.1 電気的ハザード 4.1.1(2) 絶縁に対する保全　絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものであること。		ロ　電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四１(1)ロのａからｇに適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であって、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。	←	~~１(1)ロ~~ ~~別表第四１(1)ロの解釈に適合すること。~~	
１　(1) ハ	4.1.2 火災ハザード 電気用品は、発火、延焼のリスクを低減する処置を講じること。		ハ　機器の部品及び構造材料は、ニトロセルローズ系セルロイドその他これに類する可燃性物質でないこと。		１(1)ハ 「これに類する可燃性物質」とは、着火したとき爆発的に燃焼するものをいう	WG4 移動
１　(1) ニ	4.1.1 電気的ハザード 4.1.1(2) 絶縁に対する保全　絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものである		ニ　アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、アークにより有害な変形、有害な絶縁低下等の変質が生じないものであること。		１(1)ニ １　「アークが達するおそれのある部分」とは、アークによるふくれ、焼け焦げその他の変質を生ずるおそれのある部分をいう。 ２　「有害」とは、火災、感電及び傷害のおそれのあることをいう。 ３　「変形」とは、ふくれ、ひび、割れ等をいう。 ４　「絶縁低下」とは、開閉試験又は短絡試験後の絶縁性能試験に適合しないことをいう。	WG4 移動

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
	こと。 4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。					
(1)ホ	4.1.4 機械的ハザード 電気用品は、電気用品自体の機械的なハザード及び電気用品の外部からの作用によって生じるハザードに対して所要の処置を講じること。 4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ホ　鉄および鋼（ステンレス鋼を除く。）は、めっき、塗装、油焼きその他の適当なさび止めを施してあること。ただし、酸化することにより危険が生ずるおそれのない部分に使用するものにあっては、この限りでない。		(1)ホ 「危険が生ずるおそれのない部分」とは、導電部のねじ接続箇所以外の箇所であって固定した後に緩むことのない部分及びシャフト、鉄心その他の構造材等であってさびの発生が安全をそこなわない部分をいう。	WG4 移動
1　(1)ヘ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ヘ　導電材料は、次に適合すること。 （イ）　刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。 （ロ）　（イ）以外の部分にあっては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行つたとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電気的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであって危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。		1(1)ヘ 別表第三２(1)への解釈に同じ。 1(1)ヘ(ｲ) 平形接続端子（ファストン端子）及びヒューズのクリップは、「刃及び刃受け」に含まない。 1(1)ヘ(ﾛ) 1　「同等以上の電気的、熱的及び機械的な安定性を有するもの」には、銅覆鋼を含む。 2　「弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分」とは、ばね性を必要とする部分、機械的強度が銅又は銅合金では不足する部分、特殊機能を必要とする部分等であって、次のものをいう。 (1)　抵抗体、発熱体、巻線、可溶体、バイメタル、接点、カーボンブラシ等 (2)　真空管、半導体、コンデンサー等電子部品の内部 (3)　ばね、摩耗しやすいばね受け、シャーシー、ガラス封じ端子、シーズヒーターの溶接端子、コンデンサー端子、真空管の端子、半導体の端子、抵抗器の端子等 (4)　ねじ締め部、圧力保持部、スポット溶接による接続部等機械的強度を要する部分 (5)　温度が 100℃以上の接続部 (6)　電球口金、小形電球受金等消耗品に類する短寿命の交換部品 (7)　高周波電流導電部、高圧微小電流回路、アース回路、制御回路、表示回路等の発熱するおそれのない部分に用いるものであって最大通電容量が 10W 以下で、かつ、100mA 以下の部分 (8)　対地電圧及び線間電圧が交流 30V 以下、直流 45V 以下であって、最大通電容量が 10W 以下の部分。この場合において、当分の間、当該電圧のもとで最大電流 1A 以下の部分にも適用できるものとする。	WG4 移動

作業基準：別表第七　小形交流電動機

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
1 (1) イ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		別表第七　令別表第２第６号に掲げる小形交流電動機 １　共通の事項 （１）　材料 イ　器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。 なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三２(1)ロの解釈４(1)又は(2)に適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。	←	１(1)イ １　「通常の使用状態」とは、一般的にねじ等で固定して使用するものはその位置に固定し、その他のものは普通使用する状態にし、平常温度上昇試験（定格電圧のもとで使用者の調整を期待する調整器は、最も厳しい条件に設定する。）の状態で動作した場合をいう。 ~~２　「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三２(1)ロの解釈４(1)又は(2)に適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。~~	
1 (1) ロ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ロ　電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四１(1)ロのａからｇに適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であって、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。	←	１(1)ロ 別表第四１(1)ロの解釈に適合すること。	
1 (1) ハ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ハ　アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、アークにより有害な変形、有害な絶縁低下等の変質が生じないものであること。 「絶縁低下」とは、開閉試験又は短絡遮断試験後の絶縁性能試験に適合しないことをいう。	←	１(1)ハ １　「アークが達するおそれのある部分」とは、アークによるふくれ、焼け焦げその他の変質を生ずるおそれのある部分をいう。 ２　「有害」とは、火災、感電及び傷害のおそれのあることをいう。 ３　「変形」とは、ふくれ、ひび、割れ等をいう。 ４　~~「絶縁低下」とは、開閉試験又は短絡遮断試験後の絶縁性能試験に適合しないことをいう。~~	
1 (1) ニ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ニ　鉄および鋼（ステンレス鋼を除く。）は、めっき、塗装、油焼きその他の適当なさび止めを施してあること。ただし、酸化することにより危険が生ずるおそれのない部分に使用するものにあっては、この限りでない。		１(1)ニ 「危険が生ずるおそれのない部分」とは、導電部のねじ接続箇所以外の箇所であって固定した後に緩むことのない部分及びシャフト、鉄心その他の構造材等であってさびの発生が安全をそこなわない部分をいう。	
1 (1) ホ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ホ　導電材料は、次に適合すること。 （イ）　刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。 （ロ）　（イ）以外の部分にあっては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電気的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであって危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。		１(1)ホ 別表第三２(1)への解釈に同じ。 １(1)ホ(ｲ) 別表第六１(1)へ(ｲ)の解釈に同じ。 １(1)ホ(ﾛ) 別表第六１(1)へ(ﾛ)の解釈に同じ。	

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
1(1)へ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		へ　アース用端子の材料は、十分な機械的強度を有するさび難いものであること。		1(1)へ 別表第四1(1)トの解釈に同じ。（以下別表第七において同じ。）	
1(1)　ト	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ト　機器の部品及び構造材料は、ニトロセルローズ系セルロイドその他これに類する可燃性物質でないこと。			
1(2)イ	4.1.4 機械的ハザード　電気用品は、電気用品自体の機械的なハザード及び電気用品の外部からの作用によって生じるハザードに対して所要の処置を講じること。		（２）　構造 イ　通常の使用状態において危険が生ずるおそれのない構造のものであって、形状が正しく、組立が良好で、かつ、動作が円滑であること。		1(2)イ 1　別表第四1(2)イの解釈1に同じ。 2　「組立が良好」とは、次に適合することをいう。 (1)　外郭、鉄心、巻線、溝絶縁、くさび等必要と思われる各要素に欠除、欠陥等がないこと。 (2)　振動、騒音等の少ない構造であること。 (3)　フレーム、ブラケットその他の構造材の組立てが堅固であること。 (4)　端子箱において機内配線と電源電線をスタッドなどで共締めする場合、機内配線は電源電線の取り付け又は取り外しに関係なくゆるまぬように固定してあること。ただし、電源電線を取り付け又は取り外したとき機内配線が脱落するおそれがないものにあっては、この限りでない。 (5)　電源電線が容易、かつ、確実に接続できること。 (6)　刷子を有するものにあっては、刷子と整流子面が円滑であること。 3　ポリ塩化ビフェニール（PCB）を含有している部品及び材料から構成されるものは、危険が生ずるおそれのない構造のものとはみなさない。	
1(2)　ロ	4.　一般要求事項　電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意(合理的予見可能な誤使用)であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。 また、誤操作を防止するための適切な処置を講じた設計であること。		ロ　充電部相互又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。			
1(2)ハ	4.1.1 電気的ハザード　4.1.1(2) 絶縁に対する保全　絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものであること。		ハ　極性が異なる電源電線の端子部相互間及び電源電線の端子部と非充電金属部との間の沿面距離及び空間距離は、定格電圧が２５０Ｖ以下のものにあっては６．４mm以上、２５０Ｖを超えるものにあっては９．５mm以上であること。この場合において、空間距離は、器具の外面にあっては３０Ｎ、器具の内部にあっては２Ｎの力を距離が最も小さくなるように加えて測定したときの距離とする。（以下ニにおいて同じ。） 製造者が接続する器具内部の電源電線の端子部にあっては、表の数値にかかわらず、ニに掲げる表の値とする。	←	1(2)ハ ~~製造者が接続する器具内部の電源電線の端子部にあっては、表の数値にかかわらず、ニに掲げる表の値とする。~~	

作業基準：別表第八別表第八
令別表第１第６号から第９号まで及び別表第２第７号から第１１号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機の事項

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
			１　共通の事項			
1(1)材料	4.9 部品及び材料 　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		（１）　材料			
１(1)イ 1.1.1	4.9 部品及び材料 　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		イ　器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。 なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三２(1)ロの解釈４(1)又は(2)に適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。		１(1)イ １　「通常の使用状態」とは、一般的にねじ等で固定して使用するものはその位置に固定し、その他のものは普通使用する状態にし、平常温度上昇試験（定格電圧のもとで使用者の調整を期待する調整器は、最も厳しい条件に設定する。）の状態で動作した場合をいう。	
				←	~~２　「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三２(1)ロの解釈４(1)又は(2)に適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。~~	
１(1)ロ 1.1.2	4.9 部品及び材料 　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ロ　電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四１(1)ロのａからｇに適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であって、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。	←	１(1)ロ ~~別表第四１(1)ロの解釈に適合すること。~~	「電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。」は一次文書と考える。
１(1)ハ 1.1.3	4.9 部品及び材料 　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ハ　機器の部品及び構造材料は、ニトロセルローズ系セルロイドその他これに類する可燃性物質でないこと。ただし、ピンポン用ボールにあっては、この限りでない。		１(1)ハ 「これに類する可燃性物質」とは、着火したとき爆発的に燃焼するものをいう。	
１(1)ニ 1.1.4	4.9 部品及び材料 　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ニ　アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、アークにより有害な変形、有害な絶縁低下等の変質が生じないものであること。		１(1)ニ １　「アークが達するおそれのある部分」とは、アークによるふくれ、焼け焦げその他の変質を生ずるおそれのある部分をいう。	「アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、アークにより有害な変形、有害

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
						な絶縁低下等の変質が生じないものであること。」は一次文書と考える。
					２　「有害」とは、火災、感電及び傷害のおそれのあることをいう。	
					３　「変形」とは、ふくれ、ひび、割れ等をいう。	
１(1)ホ 1.1.5	4.9 部品及び材料 　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ホ　鉄および鋼（ステンレス鋼を除く。）は、めっき、塗装、油焼きその他の適当なさび止めを施してあること。ただし、酸化することにより危険が生ずるおそれのない部分に使用するものにあっては、この限りでない。		１(1)ホ 「危険が生ずるおそれのない部分」とは、導電部のねじ接続箇所以外の箇所であって固定した後に緩むことのない部分及びシャフト、鉄心その他の構造材等であってさびの発生が安全をそこなわない部分をいう。	
１(1)ヘ 1.1.6	4.9 部品及び材料 　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ヘ　導電材料は、次に適合すること。 （イ）　刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。 （ロ）　（イ）以外の部分にあっては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電気的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであって危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。 ~~別表第三２(1)への解釈に同じ。~~	⇐	１(1)ヘ ~~別表第三２(1)への解釈に同じ。~~	
					１(1)ヘ(ｲ) 平形接続端子（ファストン端子）及びヒューズのクリップは「刃及び刃受け」に含まない。	
					１(1)ヘ(ﾛ) １　「同等以上の電気的、熱的及び機械的な安定性を有するもの」には、銅覆鋼を含む。 ２　「弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分」とは、ばね性を必要とする部分、機械的強度が銅又は銅合金では不足する部分、特殊機能を必要とする部分等であって、次のものをいう。 (1)　抵抗体、発熱体、巻線、可溶体、バイメタル、接点、カーボンブラシ等 (2)　真空管、半導体、コンデンサー等電子部品の内部 (3)　ばね、摩耗しやすいばね受け、シャーシー、ガラス封じ端子、シーズヒーターの溶接端子、コンデンサー端子、真空管の端子、半導体の端子、抵抗器の端子等 (4)　ねじ締め部、圧力保持部、スポット溶接による接続部等機械的強度を要する部分 (5)　温度が 100℃以上の接続部 (6)　電球口金、小型電球受金等消耗品に類する短寿命の交換部品 (7)　電子レンジ用マグネトロンの変圧器の鉄心 (8)　高周波電流導電部、高圧微小電流回路、アース回路、制御回路、表示回路等の発熱するおそれのない部分に用いるものであって最大通電容量が 10W 以下で、かつ、100mA 以下の部分 (9)　対地電圧及び線間電圧が交流 30V 以下、直流 45V 以下であって、最大通電容量が 10W 以下の部分。この場合において、当分の間、当該電圧のもとで最大電流１A 以下の部分にも適用できるものとする。	WG4 移動
					２　壁埋込み器具の屋外側部分は、「屋外用のもの」とみなす。	WG4 移動

作業基準：別表第九　リチウムイオン蓄電池

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
１	4. 一般要求事項　電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意（合理的予見可能な誤使用）であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。また、誤操作を防止するための適切な処置を講じた設計であること。		別表第九　リチウムイオン蓄電池 １　構造等 「１　基本設計」の妥当性は、「２　通常の使用における安全性」及び「３　予見可能な誤使用~~」~~における安全性」に規定される試験を行い、これに適合することをもって確認することとする。	←	１ リチウムイオン蓄電池は、通常の使用における安全性及び予見可能な誤使用における安全性の双方の場合に安全であるようにするため、「１　基本設計」で定められた基準に沿って設計し、製造~~する必要がある~~される。 ~~「１　基本設計」の妥当性は、「２　通常の使用における安全性」及び「３　予見可能な誤使用」における安全性に規定される試験を行い、これに適合することをもって確認することとする。~~	語尾修正： 製造する必要がある ↓ 製造される 」の位置訂正 (editorial)
１(1)イ	4.1.1 電気的ハザード　4.1.1(1) 感電に対する保護　使用場所及び電圧に応じて、感電のおそれがないこと。		（１）　絶縁及び配線 イ　正極端子と組電池外部に露出しており機器に装着した状態で人が触れるおそれのある金属表面（電気的接触面及び電池の電極電位と同じ電位を持つ金属部分は除く。）との間の絶縁抵抗は、直流５００Ｖにおいて５ＭΩ以上とすること。			
１(1)ロ	4.1.1 電気的ハザード　4.1.1(2) 絶縁に対する保全　絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものであること。		ロ　内部配線及びその絶縁は、予想される最大電流、最大電圧及び最大温度に十分に耐えるものとすること。		１(1) １「内部配線及びその絶縁は、予想される最大電流、最大電圧及び最大温度」とは、組電池の場合、充電時又は放電時の最大電流仕様、充電器の最大電圧、組電池の最大使用環境温度を指す。また、「十分に耐えるものとする」とは、上記の条件において配線の絶縁性能、最大許容電流を満足することをいう。	
１(1)ハ	4.1.1 電気的ハザード　4.1.1(2) 絶縁に対する保全　絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものであること。		ハ　接続端子を有するものにあっては、端子間に適切な空間距離と沿面距離を保つような配線とすること。		２「端子間に適切な空間距離と沿面距離を保つよう配線する」とは、端子間が短絡しないよう設計・配線することを指す。例えば、必要な場所には、絶縁板等を挿入したり、適切な距離を保つよう端子板を接着剤等で固定する等の手法が用いられる。	
１(2)イ	4.2. 安全機能　電気用品は、次の安全機能を有する設計であること。（1）安全機能は必要な信頼性を有すること。（2）危険状態の発生を防止する手段又は発生しても拡大しない保護手段を有すること。		（２）　内圧低下機構 イ　単電池及び組電池の容器は、内部の圧力を低下する機構を設けること、又は破裂若しくは発火を予防するための手段を設けること。		１(2) 「内圧低下機構」とは、電池内部の圧力が何らかの理由で異常に上昇した際に、電池内部の圧力を低下させる機構をいう。例えば、電池に組み込まれたガス排出機構等をいう。	※【三次文書のための備忘メモ】 ラミネートフィルム外装タイプの単電池における内圧低下機構について三次文書に追記が必要。(一部で明確に記載がないために混乱傾向あり)
１(2)ロ	4.2. 安全機能　電気用品は、次の安全機能を有する設計であること。（1）安全機能は必要な信頼性を有すること。（2）危険状態の発生を防止する手段又は発生しても拡大しない保護手段を有すること。		ロ　組電池の容器の内部において単電池が支持材で固定されている場合、支持材の種類及び支持の方法は、圧力低下を妨害せず、かつ、組電池が通常の作動において過熱を引き起こさないものであること。			

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考
1(3)	4.1.2 火災ハザード　電気用品は、発火、延焼のリスクを低減する処置を講じること。		（３）　温度又は電流の管理 組電池は異常な温度上昇が発生しないようにすること。ただし、充電時又は放電時に異常に温度が上昇した場合に、安全なレベルに制限するように組電池外に電流制限装置を設ける場合には、この限りでない。		1(3) 「異常な温度上昇が発生しないように設計する」とは、通常の使用における安全性及び予見可能な誤使用における安全性においても、異常な温度上昇が生じないことをいう。また、組電池外に設ける電流制限装置とは、組電池の異常を検知して、電流を制限する機能を有する装置である。PTC 素子、ヒューズ等の異常な温度上昇をした際に電流を制御する素子も有効である。	
1(4)イ	4. 一般要求事項　電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意(合理的予見可能な誤使用)であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。また、誤操作を防止するための適切な処置を講じた設計であること。 5. 表示等　5.1. 一般　使用上の注意（家庭用品品質表示法によるものを除く）及び安全上必要な情報を、本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、本体に表示することが困難なものにあっては、包装容器の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合又は添付文書に記載する場合は、これを省略することができる。		（４）　端子接続部 イ　組電池の外部表面に端子のプラス（＋）及びマイナス（―）を明示し、又は誤接続のおそれのない構造とすること。		1(4) 1　「誤接続のおそれのない構造とする」とは、電気的又は機械的に誤接続のおそれのない構造をいう。	
1(4)ロ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。		ロ　端子接続板を有するものにあっては、端子接続板は予想される最大電流を確実に流すことができる寸法及び形状とすること。		2　「最大電流を確実に流すことができる寸法及び形状とする」とは、端子板の電気的特性が設計上の最大電流値を満足することをいう。	
1(4)ハ	4.9 部品及び材料　電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。 4.1.1 電気的ハザード　4.1.1(2) 絶縁に対する保全　絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものであること。		ハ　端子接続板を有するものにあっては、端子接続板の表面は十分な機械的特性及び耐腐食性を備えた導電材料によって構成すること。 また、端子接続板は、短絡の危険を最小化できるように配置すること。		3　「端子接続板~~の配置~~は、短絡の危険を最小化できるように配置する」とは、端子接続板を電池容器の表面よりも奥に配置する、端子接続板間に絶縁物の突起を設ける、端子接続板の開口部を極力小さくする等の対策をいう。	三次文書で二次文書を引用している部分の editorial な修正

作業基準：電気用品の雑音の強さ

<table>
<tr><th>項目</th><th>一次文書（技術基準省令、性能規定）</th><th>移動</th><th>二次文書（技術基準の解釈）</th><th>移動</th><th>三次文書（技術基準の解釈の解説）</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>4.8. 雑音の強さ
通常状態において、電気用品から発生する雑音の強さは、放送受信及び電気通信の障害にならないこと。</td>
<td></td>
<td>第２章　高周波利用機器
（１）　許容値
高周波利用機器にあっては、次に適合すること。ただし、13.56MHz±6.78kHz、27.12MHz±162.72kHz、40.68MHz±20.34kHz、2、450MHz±50MHz 及び 5.8GHz±75MHz の周波数を除く。
ただし、高周波ウェルダー及びアーク溶接機において、電界シールドされた室において使用する旨が表示されているものにあつては、この限りでない。

1.1　雑音電界強度の許容値
1.1.1　周波数が526.5kHz以上18GHz以下の範囲にあっては、次の表の値以下であること。供試品から空中線までの距離は30ｍを基本とするが、10ｍ又は３ｍで測定する場合は該当欄の値以下であれば適合とみなされる。この表において、dBは、１μＶ／ｍを０dBとして算出した値とする。
<table>
<tr><th colspan="2">周波数範囲</th><th colspan="3">雑音電界強度（dB）</th></tr>
<tr><th>測定距離</th><th>30m</th><th>10m</th><th>3m</th></tr>
<tr><td colspan="2">526.5kHz 以上 1606.5kHz 以下</td><td>30</td><td>50</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">1606.5kHz を超え 30MHz 以下</td><td>40＊</td><td>55＊</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">30MHz を超え 90MHz 未満</td><td>40＊</td><td>50＊</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">90MHz 以上 108MHz 以下</td><td>30</td><td>40</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">108MHz を超え 170MHz 未満</td><td>40＊</td><td>50＊</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">170MHz 以上 222MHz 以下</td><td>30</td><td>40</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">222MHz を超え 470MHz 未満</td><td>40＊</td><td>50＊</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">470MHz 以上 770MHz 以下</td><td>40</td><td>50</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">770MHz を超え 1GHz 以下</td><td>40＊</td><td>50＊</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">1GHz を超え 18GHz 以下＊＊</td><td>40＊</td><td>50＊</td><td>60＊</td></tr>
</table>
(注)1.　＊は 500W 未満のものに適用する。500W 以上のものについては、次式による。
測定距離　30ｍ：電界強度 V＝20log10$\sqrt{20P}$ (dB)　P：定格高周波出力(W)
測定距離　10ｍ：V＋15(dB)〔1606.5kHz～30MHz〕
V＋10(dB)〔30MHz～1、000MHz〕
測定距離　3ｍ：V＋20(dB)〔1GHz～18GHz〕
ただし、定格高周波出力が 2,000W を超える電磁誘導加熱式調理器及びその他の電磁誘導加熱応用機器にあっては、P は 2,000 とし、その他のものであって定格高周波出力が 1,000W を超えるものにあっては、P は 1,000 とする。
なお、測定値がこの表の 500W 未満に適用する値以下であれば出力の如何にかかわらず適合とみなされ、定格高周波出力の確認のために行う 3.3 項の出力の測定は省略できる。
2.　＊＊の周波数範囲のうち11.7GHz以上12.7GHz以下のものを除く。

1.1.2　周波数が11.7GHz以上12.7GHz以下の範囲にあっては、半波長共振平衡形ダイポールの実効輻射電力で57dB以下であること。この場合において、dBは、１pWを０dBとして算出した値とする。
なお、３ｍの距離で測定した雑音電界強度が64.4dB以下であれば適合とみなされる。この場合において、dBは、１μＶ／ｍを０dBとして算出した値とする。
1.2　雑音端子電圧の許容値</td>
<td>←</td>
<td>~~第２章　高調波利用機器~~
~~１．許容値~~
~~・・・~~</td>
<td></td>
</tr>
</table>

項目	一次文書（技術基準省令、性能規定）	移動	二次文書（技術基準の解釈）	移動	三次文書（技術基準の解釈の解説）	備考

雑音端子電圧は、一線対地間を測定したとき、次の表の左欄に掲げる周波数範囲ごとにそれぞれ同表の右欄に掲
げる値以下であること。この場合において、dBは、１μVを０dBとして算出した値とする。

周　波　数　範　囲	雑音端子電圧（dB）準尖頭値
526.5kHz 以上５MHz 以下	56
５MHz を超え 30MHz 以下	60

２　供試器の負荷条件等

2.1　共通事項

個別事項で特別に規定するものを除き次による。

(1)　電源は定格電圧、定格周波数で運転する。複数の定格をもつものにあっては、雑音が最大となる定格値とする。

(2)　供試器の置き方

(ｲ)　特に規定のない場合、雑音電界強度の測定にあっては高さ40cmの絶縁物の回転台、雑音端子電圧の測定にあっては高さ40cmの絶縁物の試験台の上に置く。ただし、床置型のものは、厚さ３mmのゴム又はプラスチック製の絶縁シート上に通常の使用状態と同じように置く。

(ﾛ)　置き方は通常使用の姿勢とし、携帯用又は手持形のものにあっては、安定する任意の姿勢とする。

(ﾊ)　扉を有するものにあっては、閉じておく。

(ﾆ)　付属の置き台等を有するものにあっては、それらを用いる。

(ﾎ)　コントローラーなどを有するものにあっては、特に断わりのない限りそのコントローラーを供試器の横に置き、供試器とコントローラー間の接続線は付属のものを用い、30～40cm の長さの束になるように折り曲げるものとする。

(3)　出力切替スイッチ等

出力を切替スイッチその他の方法により調節できるものにあっては、最大の出力とする。

(4)　複合機器の取扱い

他の独立した機能が同一のケースに収容され１台の商品とされている場合は、他の機能は停止させて測定する。なお、同機能の高周波発生装置が２つ以上ある場合は装置ごとに測定する。

機能が独立せず、他の機能を停止させることが出来ない場合は、両機能を動作させて測定する。他の章で対象としている機能と複合の場合は、第1章1.2(3)による。なお、本章の雑音端子電圧および雑音電界強度の許容値に適合すれば、第5章の雑音端子電圧、雑音電力の測定を省略できる。この場合、第5章対象の機能の動作条件が第5章指定の動作条件である場合に限る。

(5)　測定時間

測定時間は供試器に定格時間の表示のある場合はその表示に従うが、その他の場合は測定時間に制限は設けない。

(6)　予備運転

供試器は、別途規定された負荷を用いて、少なくとも10分間予熱を行う。予熱のできないものは動作安定後測定を行う。

(7)　試験場所の温・湿度環境（JIS　Z8703による常温常湿）

温度　　５℃～35℃の範囲

湿度　　45％～85％の範囲

(8)　測定装置

測定器、アンテナ、擬似電源回路網等は第１章共通事項　2.測定装置に記載されたものを使用する。ただし、擬似電源回路網は図１－２　50Ω／50μH・Ｖ形擬似電源回路網を使用する。雑音電界強度を測定する場合は、測定器は電界強度測定器を使用してもよい。